

岩手県告示第156号

道路占用料徴収条例施行規則の規定による物件の指定（平成9年岩手県告示第342号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1・2 [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略]	1・2 [略] <u>3</u> 占用の許可を受けて地下に設ける電線その他の線類 条例で定める額の5分の4に相当する額（これと一体不可分な物件にあつては条例で定める額の9分の1に相当する額） <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	